

「おおいた和牛」等ロゴマーク使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、「おおいた和牛」等ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）の使用に関し必要な事項を定めるものであり、大分県豊後牛流通促進対策協議会（以下、「協議会」という。）は使用者が本規定を遵守することを条件として、ロゴマークの使用を許可するものとする。

(定義)

第2条 「おおいた和牛」等ロゴマークとは、「おおいた和牛」及び「おおいた豊後牛」のロゴマークのことをいい、定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 「おおいた豊後牛」
大分県内で最も長く肥育された黒毛和種の牛肉。但し、雌牛の場合は未経産に限るものとする。
- 2 「おおいた和牛」
「おおいた豊後牛」のうち、以下の基準を満たすもの
 - ①上位等級（肉質4等級以上）
 - ②参画農場による顔が見える牛づくり（ホームページ等を活用したPR）
 - ③参画農場で取り組む美味しさの追求（米またはビール粕等の給与）

(使用の目的)

第3条 ロゴマークは、「おおいた和牛」等の銘柄の周知又は銘柄の確立のために使用するものとする。

(使用の範囲)

第4条 ロゴマークは次の各号に掲げるものに使用できるものとする。

- 1 第2条の各号の定義を満たす牛肉。ただし、別表に示す牛の副生物を除く。
- 2 第2条の各号の定義を満たす牛肉を使用した料理。ただし、別表に示す牛の副生物のみを使用したものを除く。
- 3 第2条の各号の定義を満たす牛肉を使用した調理品又は加工品。ただし、別表に示す牛の副生物のみを使用したものを除く。

(使用できる者及び使用可能な範囲)

第5条 ロゴマークは、次の各号に掲げる場合に使用できるものとする。

- 1 取扱店会員が「おおいた和牛」等を販売等する場合。
- 2 取扱卸業者会員が「おおいた和牛」等を販売する場合。
- 3 協議会員又は取扱卸業者会員が取扱店会員開拓のための販売促進活動に使用する場合。
- 4 協議会員が主催、共催又は後援するイベント等で使用する場合。
- 5 県内の市町村、農業団体等が主催、共催又は後援するイベント等で使用する場合で、協議会長が認めた場合。
- 6 ブランドおおいた輸出促進協議会が行う海外での販売促進活動に使用する場合で、協議会長が認めた場合。
- 7 メディア媒体等が「おおいた和牛」等のPRに使用する場合。
- 8 その他協議会長が特に使用が適当と認めた者。

(電子媒体等の提供)

第6条 ロゴマークの電子媒体等の提供を受けようとする者は、大分県豊後牛流通促進対策協議会長（以下「協議会長」という）に使用申請書（第1号様式）を提出し、許可を受けなければならない。

(使用許可)

第7条 協議会長は、前条によりロゴマークの使用を許可したときは、使用許可証（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用者の責務)

第8条 ロゴマークの使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 使用規定に基づき適切に使用すること。
- 2 使用の権利は第三者に譲渡しないこと。
- 3 協議会長の求めに応じ、使用実績を協議会長に報告すること。

(使用許可の取消)

第9条 ロゴマークの使用者（以下「使用者」という）の使用内容が、不当と判断される場合は、協議会長はその使用許可を取り消すことができる。

(費用の負担)

第10条 ロゴマークの使用に係る費用は、原則、使用者が負担するものとする。

(ロゴシール)

第11条 協議会が作成するロゴシールの提供方法等について、次の各号に定める。

- 1 取扱店会員へのおおいた和牛等のロゴシールの供給は、原則として、肉を卸した取扱卸業者会員が行う。
- 2 協議会が卸業者会員に提供するロゴシールは有償とする。
但し、協議会が、予算の範囲内で無償配布枠を設定した場合は、この限りでは無い。
- 3 卸業者会員は、協議会から配布（無償・有償）されたロゴシールは、ロゴシール在庫管理記録簿（第3号様式）にて適正に記録・管理し、翌年度の4月末日までに協議会長あて報告するものとする。

(損害に対する責任)

第12条 ロゴマークの使用により事故等が発生した場合、使用者がその損害賠償の責任を負うものとし、協議会はその原因のいかんを問わずこれを負わない。

- 2 前項に規定する場合において、当該使用者は遅滞なく事故等の内容を協議会に報告しなければならない。

附則 この規定は平成26年5月9日から施行する。

平成28年5月31日改正

平成30年9月4日改正

令和2年6月1日改正

令和2年11月5日改正

令和5年6月14日改正

別表 牛の副生物

参考:「お肉の表示ハンドブック2019」

臓器名他	部位表示	臓器名他	部位表示	臓器名他	部位表示
頬肉	ホホニク(ツラミ)	肺臓	フワ	腓臓	スイゾウ
舌	タン	第1胃	ミノ	胸腺	リードボー
心臓	ハツ(ハート)	第2胃	ハチノス	気管	ウルテ
下降大動脈	ハツモト	第3胃	センマイ	食道	ショクドウ(ノスジ)
肝臓	レバー	第4胃	ギアラ	乳房	チチカブ
横隔膜	ハラミ	小腸	ショウチョウ	子宮	コブクロ
横隔膜	サガリ	盲腸	モウチョウ	尾	テール
横隔膜	メンブレン	大腸	シマチョウ(ダイチョウ)	アキレス腱	アキレス
腎臓	マメ	直腸	チョクチョウ(テッポウ)	引きスジ	スジ
胃・腸周囲脂	ハラアブラ	脾臓	チレ		

(第1号様式)

「おおいた和牛」等ロゴマーク電子媒体等使用申請書

令和 年 月 日

大分県豊後牛流通促進対策協議会長殿

申請者 住 所
名 称
担 当 者

「おおいた和牛」等ロゴマークを下記により使用したいので、電子媒体等の使用を申請します。

記

- 1 使用するロゴマークの種類及び電子媒体等名称
- 2 使用目的
- 3 使用場所
- 4 使用方法
- 5 使用期間
- 6 「おおいた和牛」等卸業者（仲卸を含め、複数ある場合はすべて記載）
- 7 添付書類
(1) 「おおいた和牛」等ロゴマークを使用しようとする事業に関する企画書等
(2) 申請者の事業内容（会社履歴等）
- 8 担当者及び連絡先

(第2号様式)

「おおいた和牛」等ロゴマーク電子媒体等使用許可書

令和 年 月 日

殿

大分県豊後牛流通促進対策協議会長

令和 年 月 日付けで申請のあった「おおいた和牛」等ロゴマーク電子媒体等の使用については、承認します。

使用の際は、「おおいた和牛」等ロゴマーク使用規定を遵守してください。

記

1 特記事項

